

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド予備評価の結果を公表します。

Alma Diode ソーラーグリーンプロジェクトボンド信託 （島根）信託受益権に予備評価 Green 1 を付与

評価対象	: Alma Diode ソーラーグリーンプロジェクトボンド信託（島根） 信託受益権
分類	: 信託受益権
発行額	: 未定
利率	: 未定
信託期間開始日	: 未定
信託期間終了日	: 2041年3月30日
償還方法	: スケジュール償還
資金使途	: 太陽光発電設備の購入資金に関するリファイナンス資金

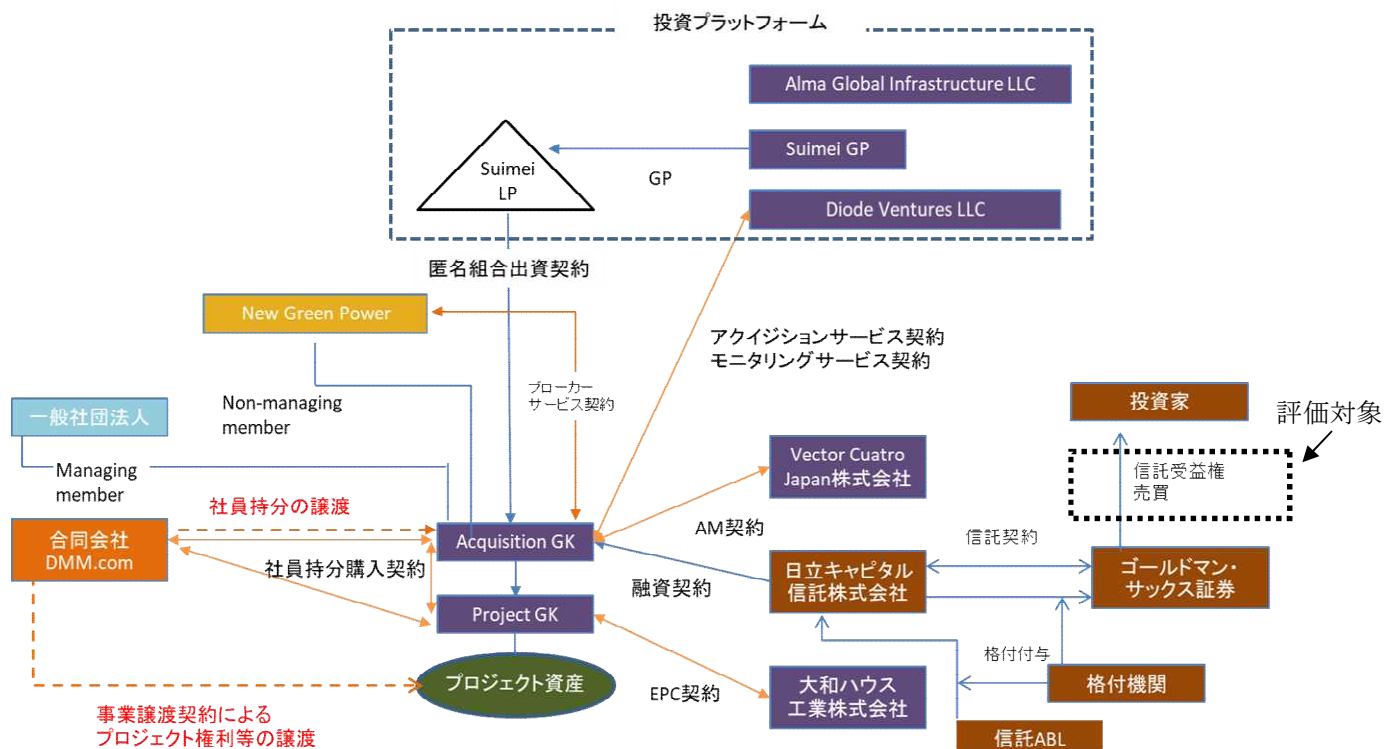
<グリーンボンド予備評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章: 評価の概要

本件は、島根県邑智郡邑南町にて行われる太陽光発電事業（本件事業）を対象とするプロジェクトファイナンスである。本件事業の主体は FIP Acquisition 合同会社（アクイジション GK）で、同社に対する匿名組合出資者は Suimei LP であり、Alma Global Infrastructure LLC（Alma）の支配する会社（Suimei GP LLC）が匿名組合出資者の General Partner であるとともに、Diode Ventures LLC（Diode）が匿名組合出資者の Limited Partner である。また、Diode はアクイジション GK に対してモニタリングサービスおよびアクイジションサービスを提供している。なお、アクイジション GK は、本件事業の関連契約、許認可等を保有する合同会社水明ソーラーパーク（プロジェクト GK）の社員持分を合同会社 DMM.com（DMM.com）から譲り受けて 2021 年 3 月末に事業を開始する予定である（なお、アクイジション GK とプロジェクト GK は、アクイジション GK を存続会社として合併する予定である。）。

図表：スキーム図（タムシートより JCR 抜粋、編集）



今般の評価対象は、本件事業に対する貸付金を裏付けとして日立キャピタル信託が発行する信託受益権（本信託受益権）である。本信託受益権の主な最終的な資金使途は、本太陽光発電所の当初開発を行った合同会社 DMM.com からプロジェクト GK の持分を取得することである。資金使途となる太陽光発電設備は CO₂ 削減効果を有しており、高い環境改善効果が期待できる。事業実施に際して想定される環境に対するネガティブな影響に対しても、適切な対応策が講じられていることを確認した。

本スキームにおいては、Diode の出資する Suimei LP が匿名組合出資という形で開発資金の一部の提供を行い、さらに、モニタリングサービス提供者としての Diode の太陽光発電プロジェクトにおけるフルターンキーでの開発経験を生かして本太陽光発電施設の建設に関して中心的な役割を果たしていることから、Diode およびその親会社である Black & Veatch (BV) の取り組みについて確認を行う。

BV は 1915 年の創業以来、各種インフラに関する技術、調達、建設およびコンサルティング会社であり、近年では再生可能エネルギー事業などの低炭素化ビジネスを推進している。BV は 2019 年に自社の目標やビジョン、重視する価値を見直し、よりサステナビリティに注力すると定めており、Diode も上記目標の達成に資するサステナブルなプロジェクトとして本太陽光発電設備の開発を行っている。

JCR は本件事業の開発に際して、開発を行った DMM.com を通じて本サイトについて環境問題が存在しないことを確認しており、土砂災害などのリスクに関しても、財務的に必要な手当てが行われていることを確認した。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性はなく、CO₂ 排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。また、BV の経営陣が環境問題について高い優先度合いを持って取り組んでいることや、それらに対して会社としてサステナビリティ方針を立て、適切な組織を設置して業務を行っていることおよび Diode についても BV の子会社として、BV のサステナビリティ方針に従って業務を遂行していることを確認した。また、本信託受益権の資金使途となるグリーンプロジェクトに対する管理運営体制についても各種契約書によって規定されており透明性も高いことを確認した。

この結果本信託受益権について、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とした。これより「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

本信託受益権は、グリーンボンド原則¹および環境省によるグリーンボンドガイドライン²において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版 http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf

第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本信託受益権の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の 100%が太陽光発電設備の開発資金のリファイナンスであり、CO₂削減効果が高い。

資金使途の対象は、下記に記した太陽光発電設備 1 件 (発電容量: 47.099MW) である。本太陽光発電所は現在建設中であり、2021 年 3 月末から発電事業を開始する予定である。プロジェクト GK が提出した技術評価レポートによると、具体的な発電量は非公開であるが、高い環境改善効果を有するプロジェクトであると JCR では評価している。

本プロジェクトを実施するプロジェクト予定地は、かつてゴルフ場であったが、太陽光発電所へと用途を変えて使用されているものである。

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、再生可能エネルギーに該当する。

《資金使途一覧》

■ 太陽光発電

プロジェクト名	所在地	発電出力 (kW)
Project Suimei	島根県 邑南町	47,099

(*) : 想定発電量発電量、想定 CO₂ 削減量は非公開。

b. 環境に対する負の影響について

本サイトは 1995 年から 2015 年まで水明カントリークラブとして 20 年間運営されていた場所である。ゴルフ場運営時に地下水汚染や廃棄物汚染は発生していない。また、本プロジェクトを行うにあたり、当初本太陽光発電設備を開発した DMM.com では、プロジェクト GK との事業譲渡契約において本事業に係る環境問題の不存在を表明、保証している。一方、本サイトは、国土交通省による邑南町のハザードマップ上で一部が土石流および急傾斜の警戒区域に指定されている。JCR では、土砂災害等の危険個所に指定されているのは全体の一部であり、仮に土砂災害が生じたとしても本サイトの大部分でそうしたリスクが顕在化するとは想定しがたいと考えられるほか、保険により設備の修繕費や購入費、工事中の収入補填等が手当てされることを確認している。また、本サイト

がゴルフ場として使用されていた時期から、上記の土砂災害や地滑り等の被害は発生していないことを併せて確認している。

c. SDGsの整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMAのSDGsマッピングに照らすと、以下のSDGsの目標およびターゲットに貢献する。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 12：作る責任、使う責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

スポンサーのDiodeは、グローバルでEPC事業を展開しているBlack & Veatchの100%子会社として、2017年に設立された。親会社であるBlack & Veatchは2019年に自社の目標やビジョン、重視する価値を見直し、「自社が製造するインフラによって生活の質を改善し、経済成長を促すことでより持続可能な未来をもたらすこと」と定めた。今回の太陽光発電設備の開発についても上記目標の達成に貢献するものと位置づけられており、具体的な項目としては、温室効果ガスの削減が挙げられている。

b. 選定基準

太陽光発電設備に際しては、Diodeにより本太陽光発電事業が環境改善に資する案件である、関連法規を遵守した開発が可能であること等を検討し、評価および選定が行われている。

また、具体的には下記の観点にも配慮し、太陽光発電所の選定が行われている。

- ・対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること
- ・プロジェクト用地に関して、太陽光発電による電源供給の成功に必要な一定の基準を満たしていること
- ・太陽光発電による電源供給の基準を満たしたうえでプロジェクトが20年以上継続して運営されることについて検証が行われていること

JCRでは、上記選定基準は適切であると評価している。

c. プロセス

太陽光発電の選定プロセスでは、親会社であるBVおよびDiode社のリーダーシップのもと、財務、法務主要メンバーにより社内評価会議が行われる。その後、プロジェクトはBVおよびDiode社においてエグゼクティブレビュープロセスを経て最終決定が行われている。

なお、上述の選定基準、プロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本信託受益権の発行代わり金は、太陽光発電施設のプロジェクト GK の持分取得資金に充当される。

本信託受益権の発行代わり金が太陽光発電設備のプロジェクト GK の持分取得資金に向けられていることは、アクイジション GK に対する貸付に係る契約書および信託契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本信託受益権が交付され、投資家に譲渡されるまでの取引は、諸契約書で明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

なお、本信託受益権の発行代わり金は、受益権譲渡日に日立キャピタル信託に支払われることにより全額が本貸付債権の取得のために充当されており、未充当資金は発生しない。また、本貸付債権が最終返済日前に返済される場合、信託契約において予め定められたウォーターフォールにしたがって、本信託受益権も償還されるため、再充当の必要はないと判断される。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で確認した通り、本信託受益権により調達した資金は、直ちに太陽光発電設備の設備投資資金に充当されるため、未充当資金に係る期中のレポーティングは現在のところ想定されない。しかしながら、本信託受益権の信託期間終了前に資金使途の対象となっている太陽光発電プロジェクトの停止、終了等の大きな状況の変化が生じた場合には、契約に従って本プロジェクトの匿名組合出資者のスポンサーの一つである Alma Global 社から投資家に対して開示が行われることが予定されている。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

対象資産となる太陽光発電設備に関するレポーティングは、本信託受益権の受託者である日立キャピタル信託から投資家向けに送付される資料内において、年次で開示予定である。なお、開示予定の環境開示効果に係るレポーティングは以下のとおりである。

- 太陽光発電プロジェクトによって発電された発電量
- 太陽光発電プロジェクトにおける点検内容・不具合発生内容等の運営状況

JCR では上記のレポーティング内容に関して適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、プロジェクト主体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等々を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

Black & Veatch および Diode の環境に対する取り組み

スポンサーである Diode の親会社である BV は、カンザスシティ都市圏の中にあるカンザス州オーバーランド・パークに本社を構える水、通信、発電等様々なインフラに特化した技術、調達、建設およびコンサルティング会社である。BV は、再生可能エネルギー部門において太陽光発電、蓄電池バッテリー、風力発電インフラの設計・建設を行っているほか、従来型発電部門では大気環境改善、大気中・排気ガス中の炭素回収、新技術による低炭素発電ビジネスを行っており、その他の部門（配電・水・通信・農業・連邦政府関係）においても環境に優しいビジネスの推進に努めている。

BV は、自社の安全・環境マネジメントシステムに従い、環境問題を自社事業の最重要課題に位置付けている。プロジェクトを行う際には、適用されるすべての環境関連の各種法令を遵守し、開発に係る許可が取得できているかについて確認を行ったうえで事業が行われ、特に建設の責任者となった場合には、サブコントラクターを含めた EPC 業者が適用されるすべての法令を遵守したうえで事業を行っていることを確認の上でプロジェクトが進められる。

BV のサステナビリティに関する取り組みについては、2008 年にサステナビリティ委員会によりサステナビリティ方針が定められ、運用が行われている。これは BV の役員の下で運用が行われ、Chairman and CEO に報告が行われる仕組みである。また、BV には「2023 Strategy」があり、サステナビリティはその戦略の中核要素である。その中では、顧客のサステナビリティ目標の達成を支援することおよび自社のサステナビリティプログラムの拡大に注力することが謳われている。BV は国連が提唱した 3 つの原則および誓約（国連グローバルコンパクト、国連気候変動に関する誓約および国連 CEO Water Mandate pledge）に署名しており、これらは、人権、労働、環境、腐敗防止、水資源管理および気候変動に対する BV の明確なコミットメントを示している。

(BV 2023 Strategy)



また、BV は 2020 年の上半期をかけて、顧客や取引先を含めたステークホルダーとともに環境保護、社会正義、経済発展およびより良い企業統治に関する横断的なサステナビリティアジェンダを作成するためにマテリアリティの調査を行っている。その中には、国連が提唱した上記 3 つの原則が含まれるほか、サステナビリティアジェンダの制定によって新たな優先目標、数値目標、コミットメントおよびアクションプランが示される予定である。

BV のこれらの活動は、同社でサステナビリティプログラムの実施に当たって主導的な役割をするイノベーションチームの主導によって行われており、サステナビリティプログラムについては、サステナビリティ運営委員会のガイダンスの下でサステナビリティプログラムマネージャーが指揮している。サステナビリティ運営委員会は BV の各部門、子会社および操業国の代表者によって構成されており、サステナビリティプログラムマネージャーは、自社のサステナビリティプログラム全てについて責任を負っていることに加え、各ビジネス部門とイノベーションチームの新サービスの立ち上げに関しての協力業務、サステナビリティを軸とした新ビジネスの発掘およびビジネス部門を超えた協力や経験の共有についても責任を有している。

また、サステナビリティプログラムマネージャーはサステナビリティ運営委員会に加え、社内のサステナビリティ活動に関する支持者、サステナビリティアナリストおよびその他各部門の専門家によってもその活動が支援される体制を取っている。

BV は発電・水資源・通信および連邦政府関係の各ビジネス部門において環境に関する活動に従事する専門家を約 200 名擁しており、各部門における環境に関するビジネスを行っている。

BV の子会社である Diode 社についても太陽光発電プロジェクトの管理および運営に関する専門的知見を有しているほか、BV の全面的バックアップのもと、ビジネスを実行している。また、Diode の CEO は BV の Chairman and CEO にレポーティングを行う体制となっており、BV のサステナビリティ方針をグループとして実施していくことを確認している。

以上より、JCR では、BV および Diode の組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、グリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に、組織として明確に関与していると評価している。

■評価結果

本信託受益権について、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とした。このため、「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。

本信託受益権は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

【新規】

対象	発行額	信託設定日	信託終了日	利率	予備評価
Alma Diode ソーラーグリーンプロジェクト信託 信託受益権	未定	未定	2041年3月30日	未定	JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候変動イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル